

4. 計画変更内容

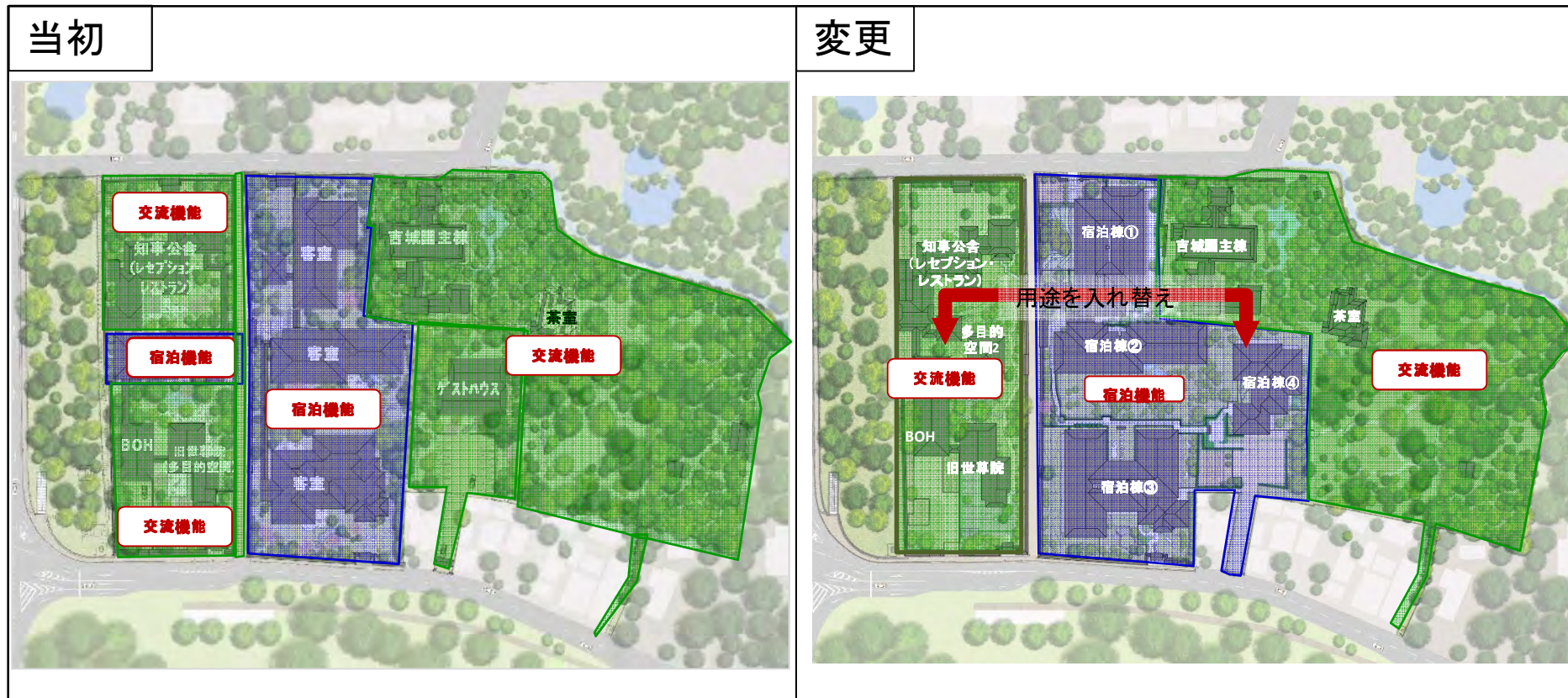
2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

- ③ 静寂ゾーン（宿泊機能）を東側に集約し、吉城園との間に挟まれた静寂ゾーンをまとめることにより、名勝指定時の風情を享受し、継承
- ・ 滞在・宿泊を集約した静寂な空間と、歴史や文化を楽しむ空間・散策空間の拡がりを楽しめるよう配慮

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

③ 静寂ゾーンをまとめる



西側敷地に交流機能と宿泊機能が混在していることで、賑わいの空間と静寂の空間が混在していた。

宿泊機能と交流機能を入れ替えることにより、静寂な空間と賑わい空間を整理

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

③ 静寂ゾーンをまとめる

敷地内通路

当該地区が従来から持つ、塀に囲われた独特な風情の継承

現状



計画変更案



- 門扉を設けて本来持つ静寂な空間を継承すると共に、扉を開けた際には庭園が見えるように工夫
- 土塀の景観を保全
- 車両を排除した歩行者空間

当初計画



- 景観に配慮し扉を通して庭園が見える工夫
- 車両を排除した歩行者空間

視点場位置図



4. 計画変更内容

3. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

- ① 昔の佇まいを楽しめるような空間 35～36ページ
づくりを実施

- ② 庭と建物の関係性を改善 37～38ページ

- ③ 知事公舎において、一般公開でき 39～40ページ
る範囲を拡大

4. 計画変更内容

3. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

当初



変更



4. 計画変更内容

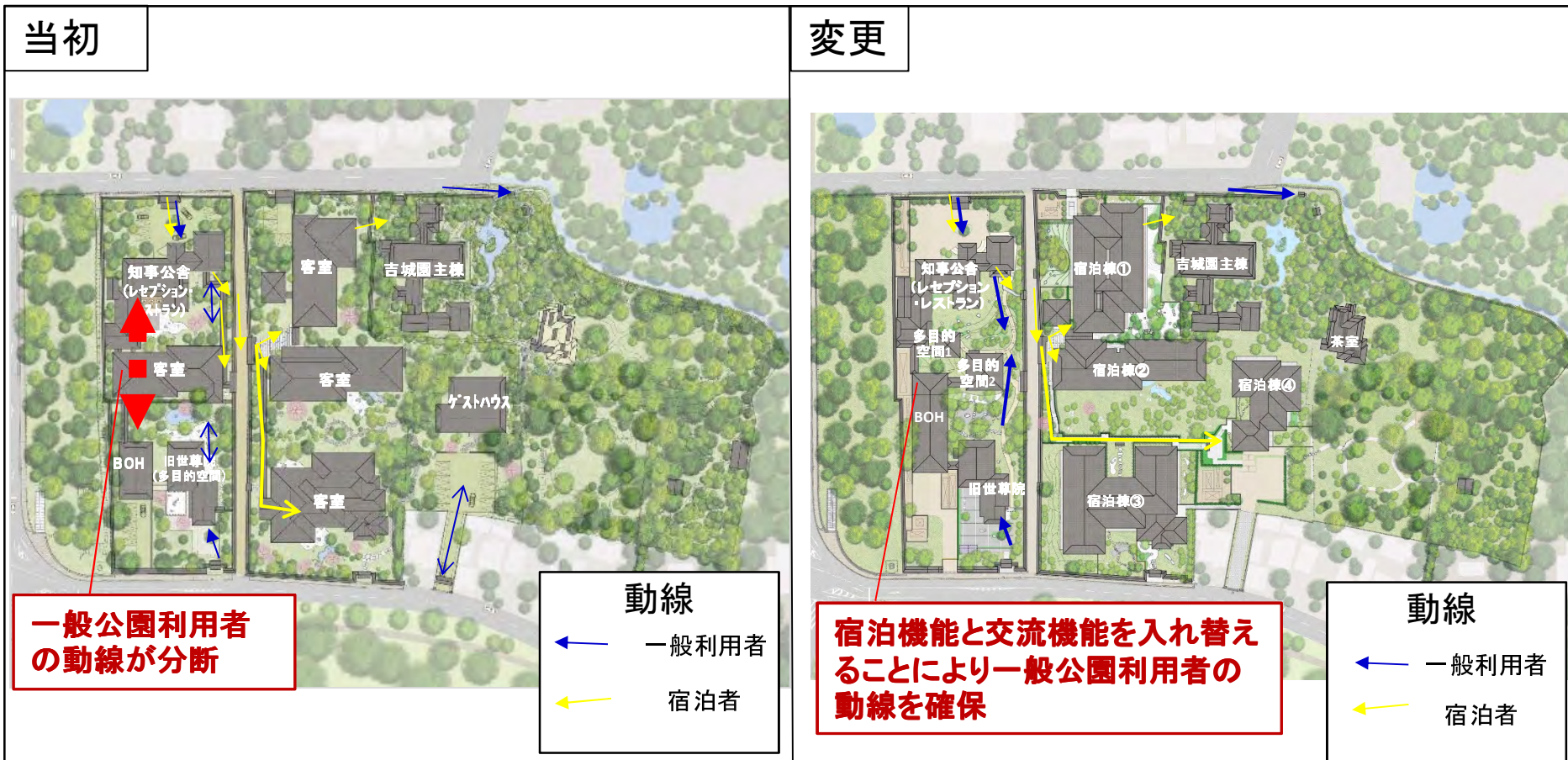
3. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

- ① 西側エリアを迎賓ゾーン、文化交流ゾーン、交流ゾーンの交流機能に集約し、来訪者の回遊性を高めるとともに、昔の佇まいを楽しめるような空間づくりを実施
 - ・ 西側エリアにおいて、南北の動線を新たに確保し、建物と庭の関係性を楽しむ空間を大きくし、交流できる空間づくりを実施

4. 計画変更内容

3. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

①昔の佇まいを楽しめるような空間づくりを実施



里道より西側のエリアにおいて、宿泊棟の配置を予定していたので、知事公舎から旧世尊院までの南北方向の施設利用者の動線は、途中で分断されており、西側エリアを有効活用できていない状況であった。

またゲストハウスは、ゲストハウスを利用する一部の利用者だけの活用計画となっていた。

当初計画のゲストハウスと西側エリアの宿泊棟を入れ替えることで公園利用者の動線が知事公舎から旧世尊院まで一連で形成され、多くの方にその価値を享受できる計画とした。

4. 計画変更内容

3. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

② 東側エリアにおいて、庭と建物の関係性を改善

- ・ 建物形状を改善するとともに、渡り廊下を一部なくすなど、庭と建物の関係性を楽しむ空間づくりを実施

4. 計画変更内容

3. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

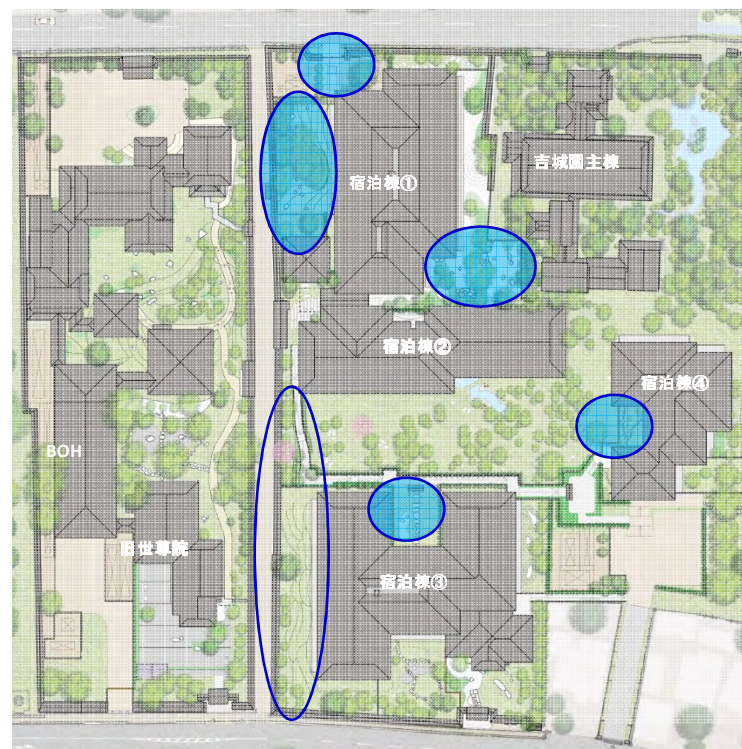
②庭と建物の関係性を改善

当初



里道から渡り廊下の屋根が見え、副知事公舎西側の庭についても、有効活用できていない状況

変更



- ・ 渡り廊下をなくすことで、里道からの景観に配慮。また、そのスペースの庭が有効活用できる。
- ・ 旧青少年会館の洋館部について、建築位置を見直し、庭の空間を広げた。
- ・ 建物についても、里道東側の建築面積が増えたものの、建物形状を工夫することで、庭との関係性を改善した。

4. 計画変更内容

3. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

- ③ 知事公舎において、バックヤードの空間を減らすことにより、一般公開できる範囲を拡大
 - ・ 知事公舎における交流・公開空間の拡大により、利用者の満足度を向上

4. 計画変更内容

3. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

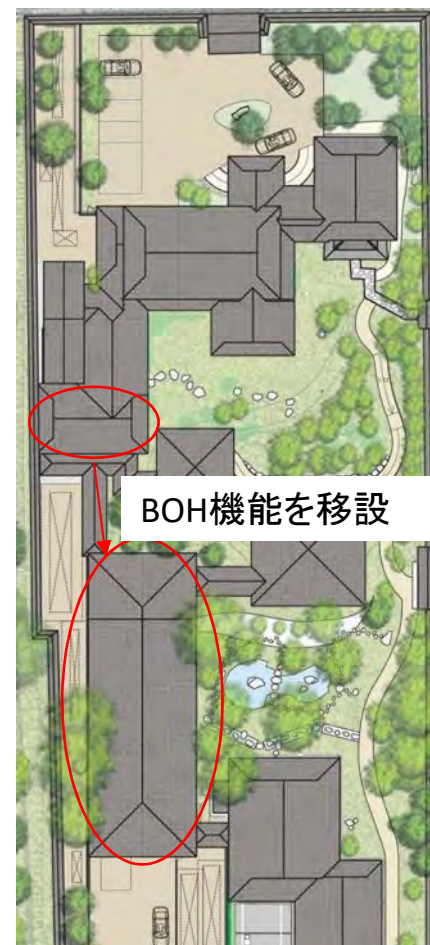
③知事公舎において、一般公開できる範囲を拡大

当初



知事公舎の中にBOH機能があり、一般者が入れない空間があった。









変更



BOH機能を知事公舎外に設けることで、知事公舎における交流・公開空間の拡大を図った。
その分BOH棟が大きくなったことについては、屋根に分節を設けて圧迫感を低減した。

5. その他の変更箇所と変更のない箇所

その他の変更箇所と変更のない箇所

当初	変更						
							
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">凡例</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>変更箇所</td></tr><tr><td></td><td>変更のない箇所</td></tr></tbody></table>		凡例			変更箇所		変更のない箇所
凡例							
	変更箇所						
	変更のない箇所						

5. その他の変更箇所と変更のない箇所

変更箇所

古都買入地入口(国立博物館側歩道高台部からの景観)
周辺景観との調和

現状



計画変更案



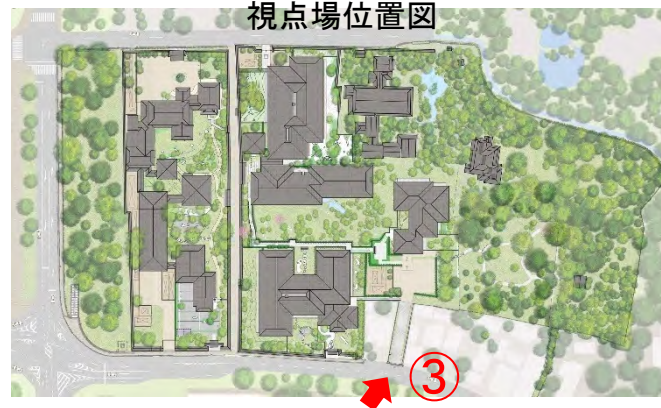
- 老朽化した板塀門扉を改修

当初計画



- 他の門扉と意匠を合わせた屋根付きの門扉を新設

視点場位置図



※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

5. その他の変更箇所と変更のない箇所

変更箇所

旧青少年会館(和風住宅に独立した洋館を設けた建築様式を保存)

現状



計画変更案



- 部材などを最大限利用し、洋館の窓や庇の装飾といった特徴的な要素を再現して外観を継承

当初計画



- 部材などを最大限利用し、洋館の窓や庇の装飾といった特徴的な要素を再現して外観を継承

視点場位置図



5. その他の変更箇所と変更のない箇所

変更のない箇所

④ 吉城園主棟（吉城園東屋からの景観）

現状



視点場位置図



施設完成時



・外観を完全保存する

5. その他の変更箇所と変更のない箇所

変更のない箇所

①副知事公舎（玄関部分（南側）ファサードの様相を保存）

現状



施設完成時



当初計画



視点場位置図



- ・活用可能な部材などを再利用し、玄関部分ファサードの様相を再現
- ・洋間の空間を設置し、和風住宅に洋間を設けた建築様式を継承

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。

5. その他の変更箇所と変更のない箇所

変更のない箇所

計画地南西側からの眺望景観

現状



計画変更案



眺望景観では、ほぼ変わらない

当初計画



- 従来からの植栽に加え奈良本来の植生も一部復元する等、地域の景観向上をテーマとした植栽エリアを設置
- 周辺の寺社仏閣などの伝統建築に多い寄棟や入母屋にすることで軒の高さを抑え、庭園の緑に溶け込ませる
- 周辺への圧迫感を低減し、緑と小さな屋根が点在する美しい奈良の風景を継承

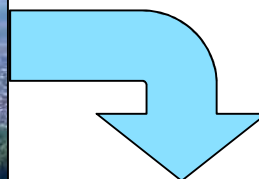
5. その他の変更箇所と変更のない箇所

変更のない箇所

○若草山（二重目）からの眺望景観



現状



施設完成後



- ・春日野一帯におけるマツやカエデの中にサクラが点在する多様な植生を計画地に導入し、豊かな自然を再生
- ・敷地内だけでなく、敷地外の樹木との連続性に配慮
- ・施設完成後においても新設する建築物はほとんど視認されず、眺望景観に大きな変化はない

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

4-1. 知事公舎の庭

知事公舎庭園の調査結果

庭園調査(H31,2/20(井原先生、奈良文化財研究所、奈良市景観課),3/1(尼崎先生、井原先生))

- ・玄関の前庭、応接室前の北庭、居住棟の東から南に広がる南庭の3区画で構成されている。

(前庭)

- ・築山のある車回しを中心とし、板塀による区切りと樹木の配植が生む囲繞感が入口に相応しい荘厳な雰囲気醸成している。

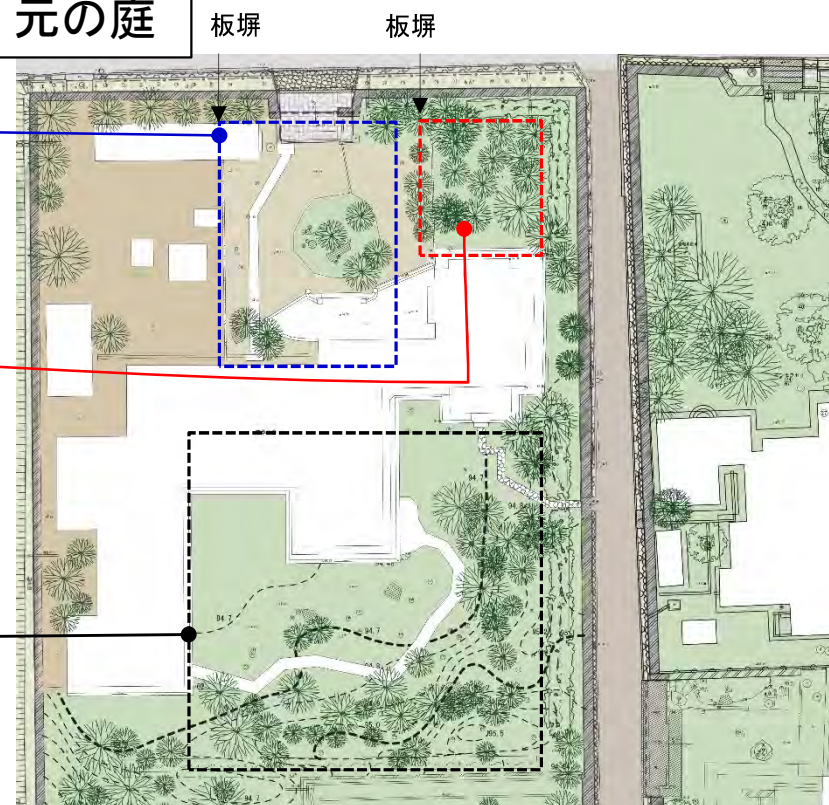
(北庭)

- ・前庭とは板塀で仕切られ、公邸応接間からの鑑賞を意図した平庭である。
- ・針葉樹の混植によるシンプルな構成が静謐な深林の趣を醸し出しており、洋館に調和している。
- ・生垣により、緑に囲まれた印象を強めている。

(南庭)

- ・奈良の象徴である東の山々を望む立地環境を最大限に生かし、眺望を取り込んだ庭。
- ・大きな地形の変化はないが、ゆるやかな起伏があり随所に据えられた石(伏石が多い)と相俟って、公舎からの景観に奥行感と興趣を添えている。
- ・木や下草等の繁茂により伏石が見えにくい状況。
- ・地形の改変や植物等の追加がなされた箇所が散見される。

元の庭



6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-1. 知事公舎の庭

知事公舎庭園の方針（樹林地全体の基本的な考え方に倣い、庭園の価値の継承を図る。）

・玄関の前庭、応接室前の北庭、居住棟の南庭にそれぞれ区別された3区画の庭を継承。

（前庭）

・板塀、マツや立石を配した築山、ヒノキやスギなどが醸し出す知事公舎玄関の威厳や圍繞感を継承。

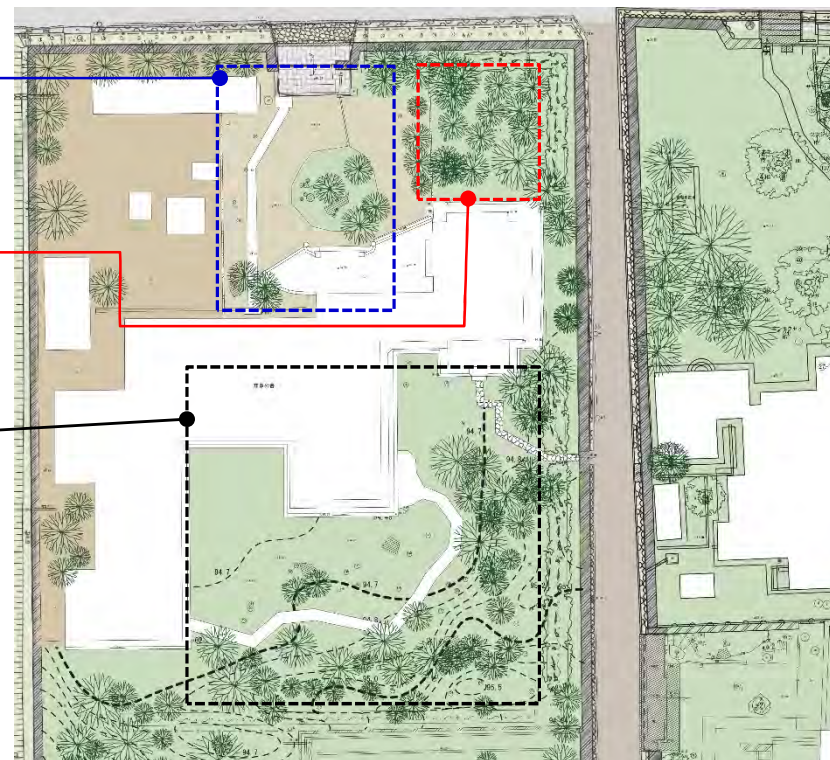
（北庭）

・北庭敷地内の地割と空間構成を継承。
・針葉樹を保存し、応接間の窓からの深林の趣を継承。
・生垣により、緑に囲まれた印象を継承。

（南庭）

・実生木や下草類を中心に剪定し、随所に据えられた伏石の存在を取り戻す。また、芝生の庭を再現し、造園当初の姿を継承。
・東（若草山）への眺望を意識した明るく開放的な庭園に整備。
・伏石の保存や、ゆるやかな起伏の地形をする継承することで、それらが作る景観の奥行感を継承。

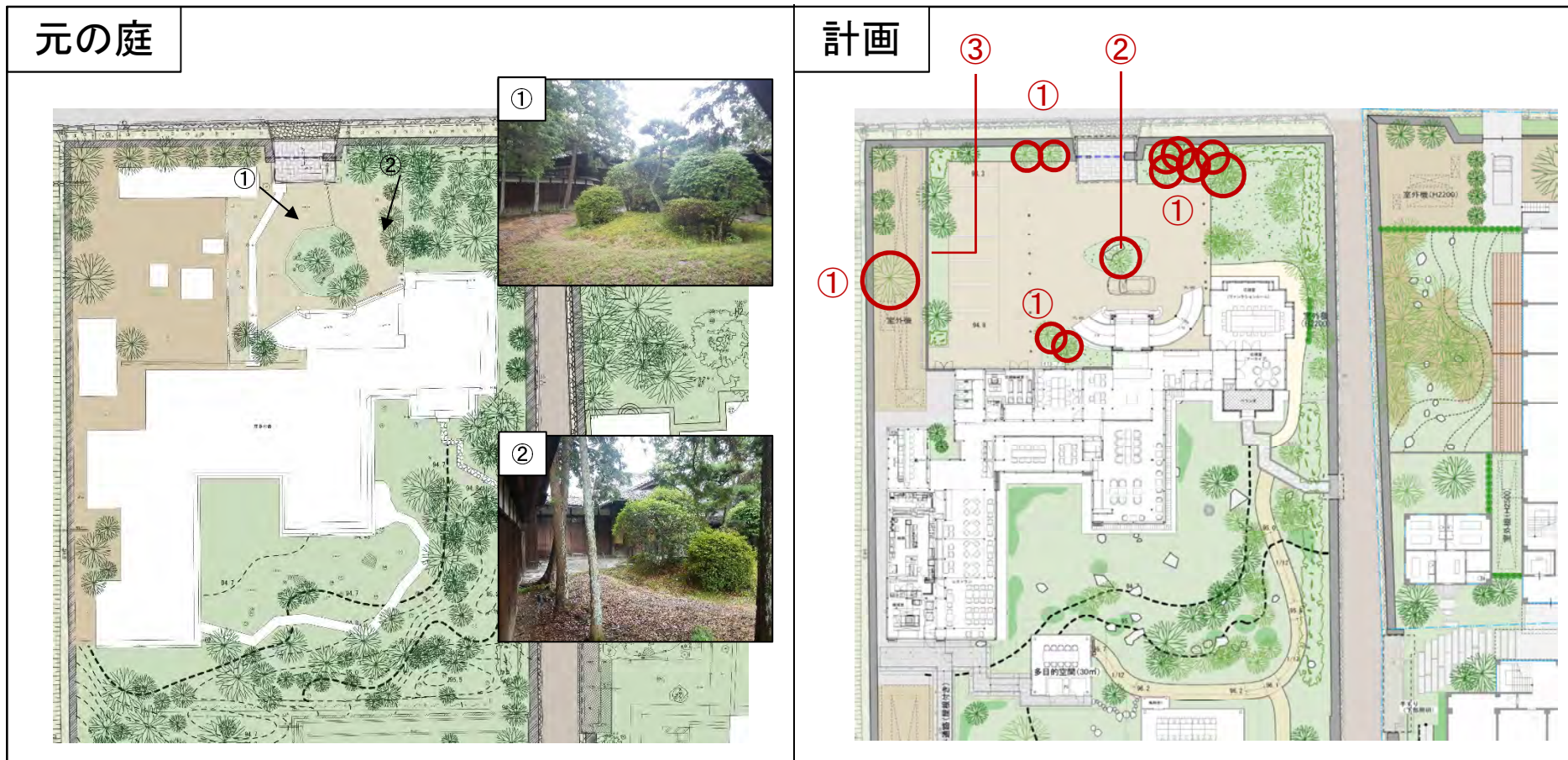
元の庭



6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-1. 知事公舎の庭

知事公舎庭園 ー前庭の計画

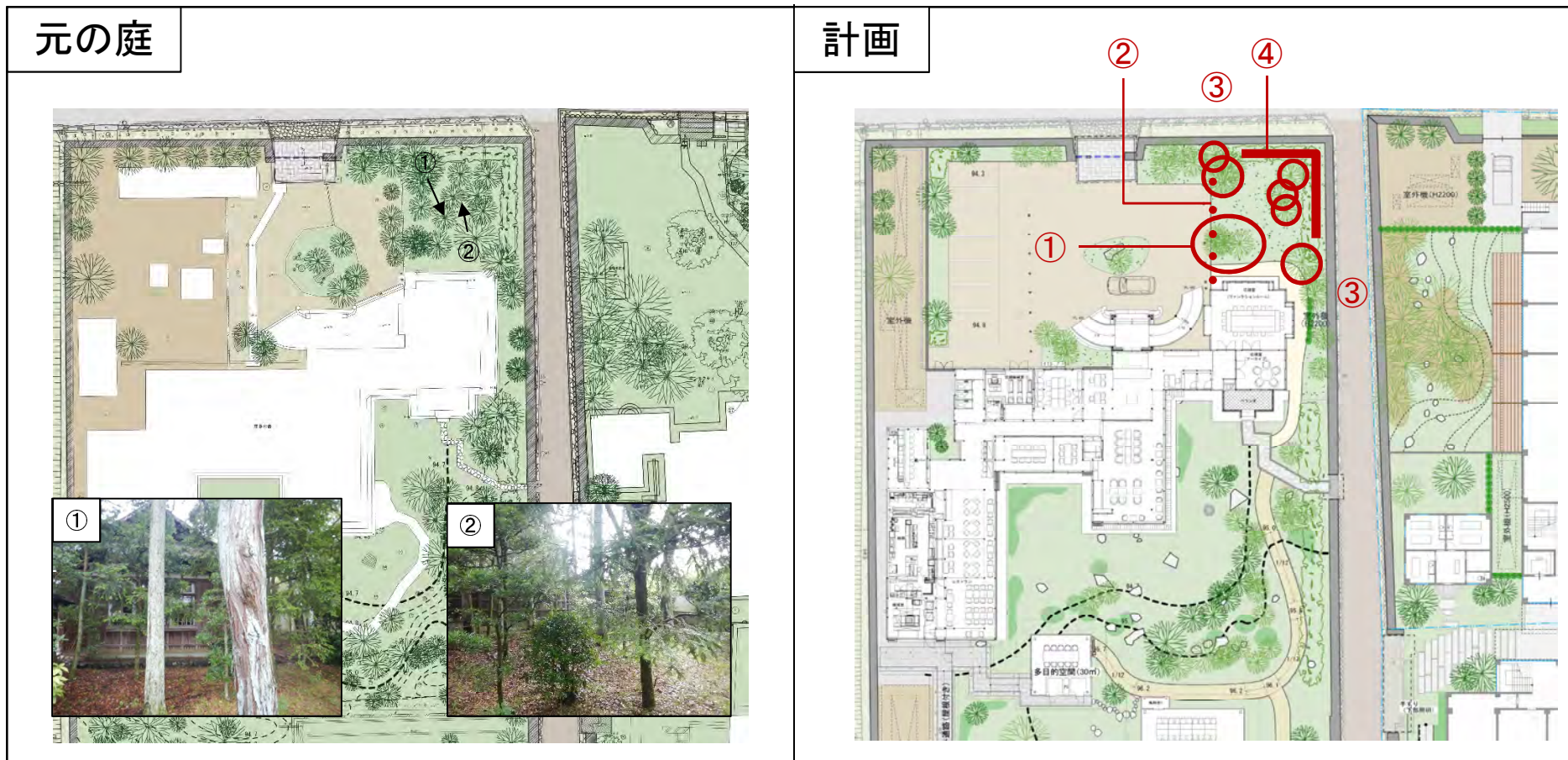


- ①既存のヒノキ、スギ等を保存し、緑量を確保する。
- ②築山のマツと共に立石を配した車回しを保存し、知事公舎玄関の威厳を継承する。
- ③西側の庭園端部は板塀で仕切り、庭園の囲繞感を継承する。

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-1. 知事公舎の庭

知事公舎庭園 ー北庭の計画

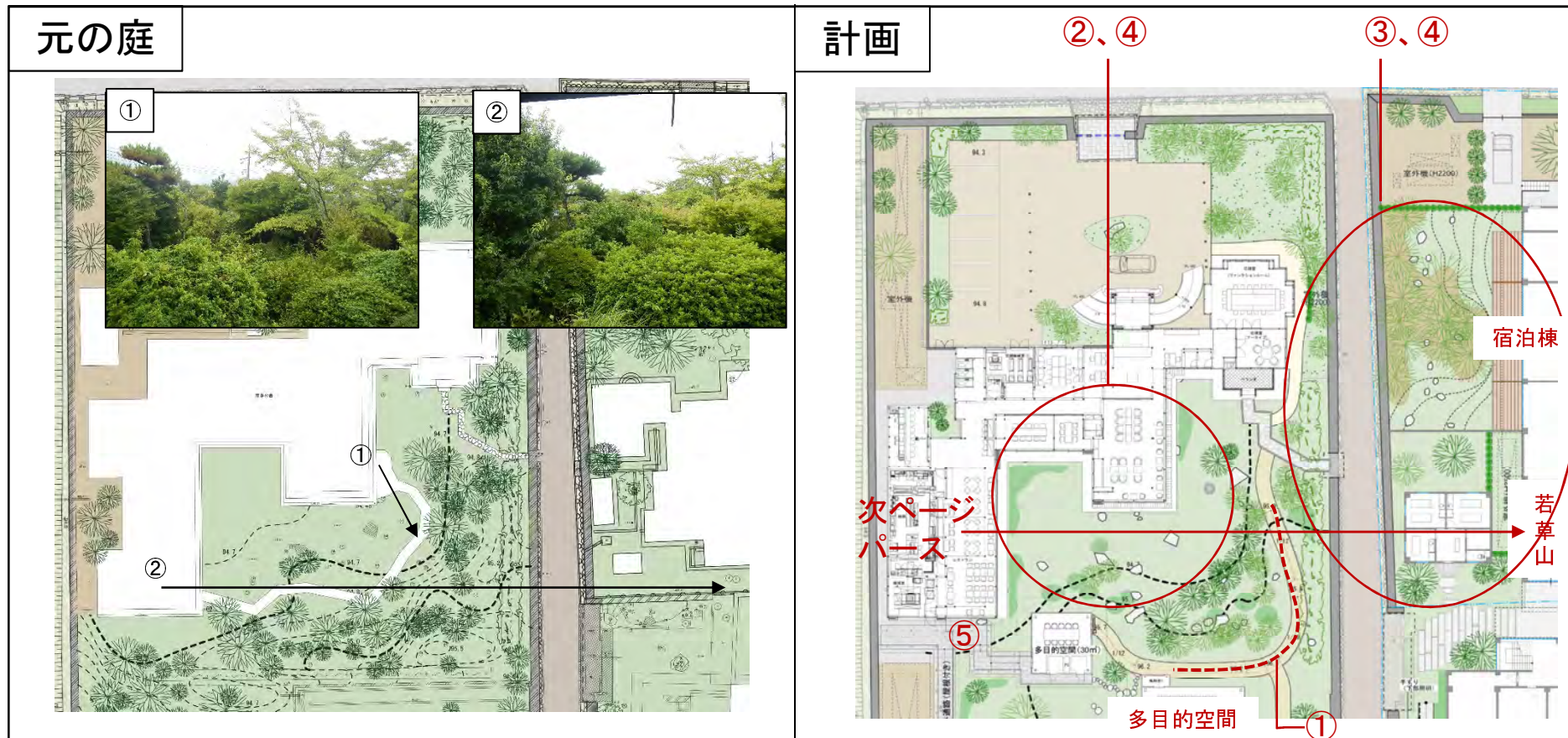


- ①元の塀の位置にある既存樹群を保存することで空間を小割にし、造園当時の考え方を継承する。
- ②板塀の痕跡を礎石及び緑地境界で示し、北庭としてのまとまりを強める。
- ③スギ、ヒノキ等の多様な針葉樹を保存し、深林の趣を継承する。
- ④生垣を保存し、緑に囲まれた景観を継承する。

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-1. 知事公舎の庭

知事公舎庭園 ー南庭の計画



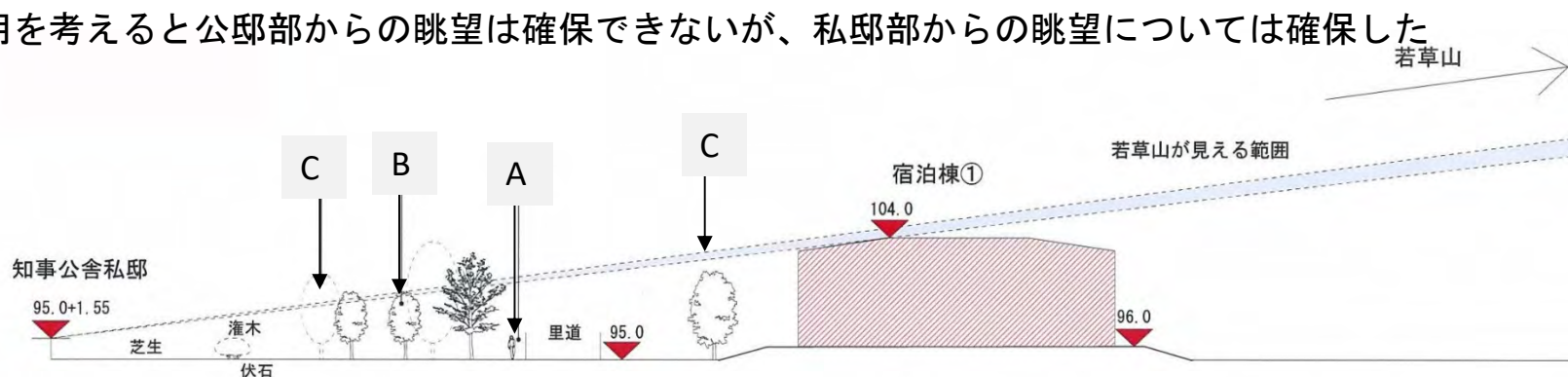
- ①多目的空間への動線をゆるやかな地形に合わせて東からとり、庭園の広がりを受け継ぐ。
- ②実生木や下草類を中心に整理、剪定して見通しを良くし、芝生の築山に伏石が点在する造園当初の意図を受け継ぐ。
- ③知事公舎から見た中景部の範囲に植栽を行い、東向き景観の背景の緑を連続させる。
- ④新しく植える植栽や建物は位置や大きさを注意し、若草山への眺望を受け継ぐ。
- ⑤築山の立ち上がり部分までの地形を保存し、現況の地形の面影を受け継ぐ。

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-1. 知事公舎の庭

知事公舎庭園 —南庭からの眺望計画

- ・ 造園当時は、公邸和館部と私邸部から東の山々へ眺望できたと考えられる。
- ・ 活用を考えると公邸部からの眺望は確保できないが、私邸部からの眺望については確保した



- A 多目的空間への動線をゆるやかな地形に合わせて東からとり、庭園の広がりを保全
- B 灌木や中木を整理、剪定して見通しを良くし、芝生の築山に伏石が点在する造園当初の意図を継承
- C 新しく植える植栽や建物は位置や大きさ、意匠を注意し、若草山への眺望を保全



知事公舎私邸からは宿泊棟の間から若草山を望むことができ、宿泊棟は既存樹で見えにくくなっている。

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-1. 知事公舎の庭

庭のパス



・多目的空間をガラス面にすることで、庭の広がりを確保。

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-2. 知事公舎保存活用計画

目的

知事公舎がもつ文化財的価値を継承し、後世に伝えるべく「知事公舎保存活用計画」を策定

※ 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

引用：文化財保護法改正の概要について H30.7 文化庁

⇒ 平成31年4月1日に施行された文化財保護法の改正の目的を当計画にあてはめ、全国的にも先進的な事例（奈良県文化財保存課と共同で策定）

⇒ 奈良県HPで計画を公表予定。

構成

(1)計画の概要について

(4)防災計画について

(2)保存管理計画について(建物の保存と活用) (5)活用計画について

(3)保存管理計画について(建物と庭との関係性を継承)

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-2. 知事公舎保存活用計画

(1)計画の概要について

- ・ 内部は公邸部と私邸部に分けられており、また公邸部は洋館部と和館部に分かれている。
- ・ 当時の和風洋館の特徴を良く現し、部材価値も高く、更に歴史的価値がある「御認証の間」がある公邸部の保存を中心とした保存計画とする。
- ・ 大正期の邸宅建築として、建物と庭園の関係が良好に残っているため、室内から見える庭の構成を活かした計画とする。

(2)保存管理計画について(建物の保存と活用)

保存管理の基本方針については下記の3つに分けて考える。

- ・ 保存部: 一般に文化財の価値が認識されており、修復保存を行う部位
⇒主に公邸洋館部
- ・ 保全部: 文化財としての本質的な価値を減じないように配慮しつつ、手を加える部分
⇒主に公邸和館部
- ・ その他: 当初の雰囲気失われているため、活用のため大幅な改変を行う部分
(既存の部材は積極的に利用)
⇒主に私邸部

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-2. 知事公舎保存活用計画

調査結果を反映

(3)保存管理計画について(建物と庭との関係性を継承)

- ・ 建物の性格と連動した3区画で構成された庭園の各々の異なる風趣を継承。
- ・ 前庭は、築山のある車回し中心に構成されている知事公舎玄関の風致を継承。
- ・ 多様な針葉樹や、小さな空間で形成された、洋館と対になっている北庭を継承。
- ・ 実生木・下草類を中心に整理や剪定を行い、南庭が本来持つ、広がりのある庭を継承。

(4)防災計画について

- ・ 地区全体の火災報知器ネットワークの構築、水道直結消火栓の増設により地区の安全性を高め、更に建物毎にスプリンクラーを自主設置して木造建築の安全性を高める。

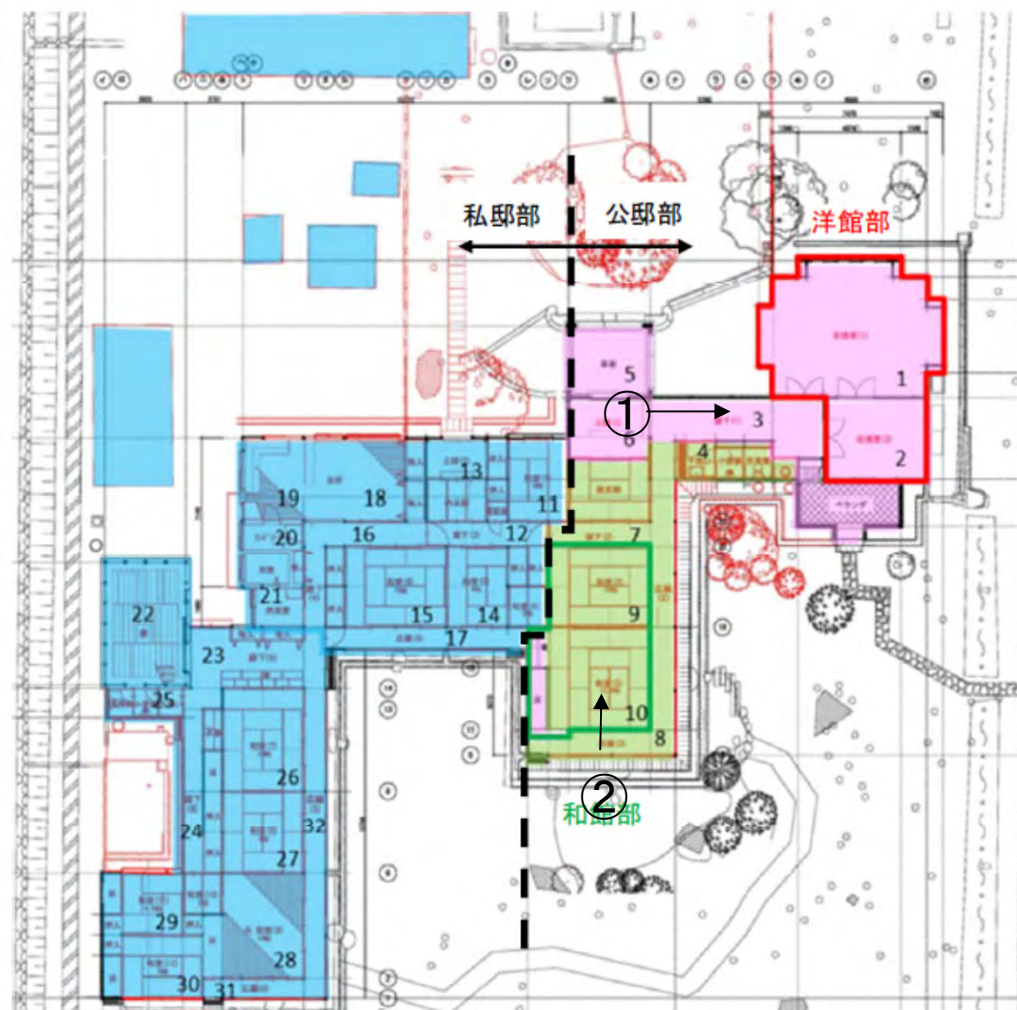
(5)活用計画について

- ・ 今まで一般公開されなかった知事公舎を飲食店舗として活用し、広く価値を伝える施設とするべく、(2)で触れている通り公邸部の価値を特に保存する。
- ・ 「御認証の間」は空間全体を保存することで、昭和天皇が、サンフランシスコ講和条約に批准された当時の趣そのものを保存。

6. 知事公舎の詳細な調査からブラッシュアップした計画

6-2. 知事公舎保存活用計画

公邸洋館部 : 全て保存部分
公邸和館部ほか : 保存部分、保全部分
私邸部 : その他部分



視点場① 玄関から御認証の間



視点場② 大広間

※ 県の許可なく、本資料をインターネットに掲載すること、写真等を転用することを禁じます。